

# 障害児通所支援 集団指導資料

- I 実地指導時指摘が多い事項について
- II 令和5年4月からの変更点
- III 人員、運営基準、報酬関係

# I 実地指導時指摘が多い事項について

# 1 運営規程

## 主な指摘事項

- 内容が実態と一致していない。
- 契約書、重要事項説明書等における規定と内容が相違している。
- 変更後の運営規定が指定権者に届け出されていない。
- 記載が必要な内容が記載されていない。(虐待防止委員会の設置等)
- 根拠条例が長野県条例のままになっている。

### 【対応が求められる内容】

- ・運営規程に記載されている事項に変更があった場合は、速やかに運営規程を変更し指定権者に届け出てください。
- ・事業所のサービス提供の実態、契約書及び重要事項説明書の記載事項と整合が取れた運営規定となるよう定期的に見直しを行ってください。

## ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

### (運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第44条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

## 2 契約書

### 主な指摘事項

- 内容が実態と一致していない。
- 運営規定、重要事項説明書等における規定と内容が相違している。
- 契約日、契約締結日等の記載が漏れている。
- 契約期間満了後に契約が更新されていない(自動更新の規定がない)。
- 利用者の支給期間満了日と契約終了日が相違している(支給決定期間を超えて契約が締結されている)。

### 【対応が求められる内容】

- ・事業所のサービス提供の実態、運営規定及び重要事項説明書の記載事項と整合が取れた契約書としてください。
- ・契約日等、日付の記載漏れには注意してください。
- ・契約更新の規定については、必ず記載してください。
- ・支給決定期間を超えた契約とならないようにしてください。

### 3 利用契約時における重要事項の説明等

#### 主な指摘事項

- 重要事項説明書の内容がサービス提供実態と一致していない。
- 運営規定、契約書等における規定と重要事項説明書の内容が相違している。
- 記載が必要な事項について記載がない(事故発生時の対応、第三者評価の実施の有無等)。

#### 【対応が求められる内容】

- ・重要事項説明書の内容は、サービス提供実態と一致したものとしてください。
- ・運営規定、契約書等に変更があった場合は、重要事項説明書も確認し、変更事項があれば変更をお願いします。

❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (重要事項の説明等)

- 第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合又は同条第2項の規定により当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(参考)重要事項説明書に記載すべき事項

契約書記載事項の例

- 事業者の概要  
(名称、所在地、代表者、設立年月日、連絡先)
- 事業所の概要  
(名称、所在地、開所年月日、サービス種類、営業日・営業時間、サービス提供時間、管理者、サービス管理責任者、主たる対象者、連絡先、サービス実施地域、定員)
- サービスの目的及び運営方針  
(目的、運営方針)
- サービスに係る施設・設備の概要  
(主な設備、備品等)
- 従業者の勤務体制  
(職種、員数、勤務体制)
- 提供するサービスの内容及び利用者が支払うべき料金  
(給付対象サービス内容及び料金、給付費対象サービス内容及び料金)
- 支援提供開始年月日
- 利用者の記録及び情報管理等  
(情報管理及び保管方法、個人情報管理及び提供の取扱い)
- 苦情解決、虐待防止の体制  
(担当者、責任者、利用時間、連絡先、相談手順等)
- 第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況等)
- その他  
(協力医療機関、利用の留意事項、非常災害対策、事故発生時の対応等)

説明と同意の確認

◎◎◎◎年□月◇日

〇〇事業所の指定△△(サービス)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

私は、本書面に基づいて事業者から〇〇事業所の△△(サービス)の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

事業者名:

給付決定保護者

事業所名:

住所:

説明者職氏名:

印

氏名:

印

## 4 秘密保持等

### 主な指摘事項

- 個人情報の提供について利用者から同意を得ていない。
- 同意書の内容が不適切(根拠法令の誤り、介護保険に沿った内容となっている等)。

#### 【対応が求められる内容】

- ・従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得ておくことが必要です(ただし、この同意は、サービス提供開始時に保護者等からの包括的な同意を得ておくことで足りません)。
- ・業務上知り得た個人情報を保護するため、従業者に対しては、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めてください。

#### ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

##### (秘密保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

## 5 契約支給量の報告等

### 主な指摘事項

- 受給者証の写しが保管されていない。
- 受給者証に当該サービスの内容、支給量等の記載をしていない。
- 受給者証の必要な部分の写しが保管されていない又は事業者記載欄を記載する前の写しを保管している。

### 【対応が求められる内容】

- ・契約成立後、サービスの内容、契約支給量、契約日等の受給者証記載事項を記載(変更及び終了した際も含む。)してください。
- ・事業者記載欄へ記載後の受給者証の写しを保管してください。

### ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (契約支給量の報告等)

- 第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者が提供する契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてはならない。
  - 3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者と指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を当該通所給付決定保護者に対して通所給付決定を行った市町村に報告しなければならない。
  - 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。



## 6 支払いの受領等

### 主な指摘事項

- 領収証を発行していない。
- 徴収することができない金銭を利用者から徴収している。
- 法定代理受領の通知をしていない。
- 法定代理受領の通知を給付費の受領日以前に交付している。

### 【対応が求められる内容】

- ・保護者から金銭の支払いを受けた場合には領収証を保護者に対し交付してください。
- ・「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」(その他の日常生活費)の取扱いについては、厚労省通知「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日障発0330第31号)を参照してください。
- ・法定代理受領により給付費を受け取った場合には、給付費の額を保護者に対し通知してください。
- ・法定代理受領の通知は給付費の受領日後に交付してください。

### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

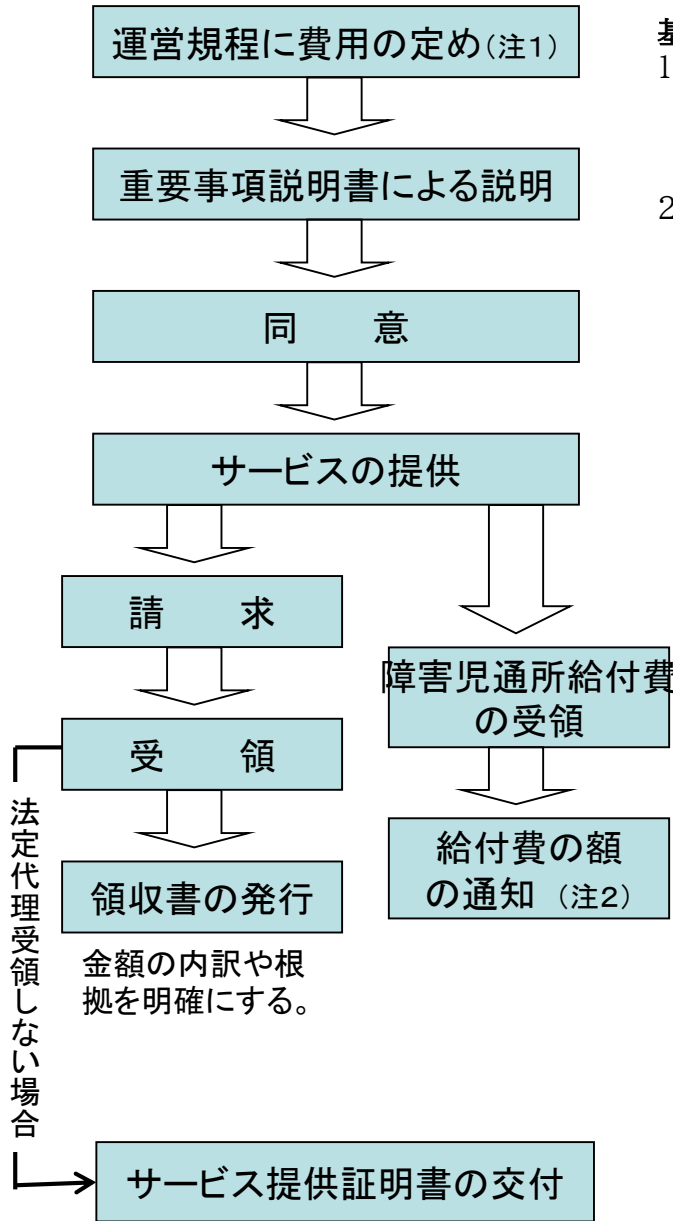
第23条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、かつ、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

(金銭等の受領)

第24条

4 指定児童発達支援事業者は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

# (参考)利用者負担額等の受領の流れ



## 基準条例第23条

- 1 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、かつ、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めようとするときは、通所給付決定保護者に対して当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由を記載した書面を交付するとともに、当該通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

## 基準条例第24条

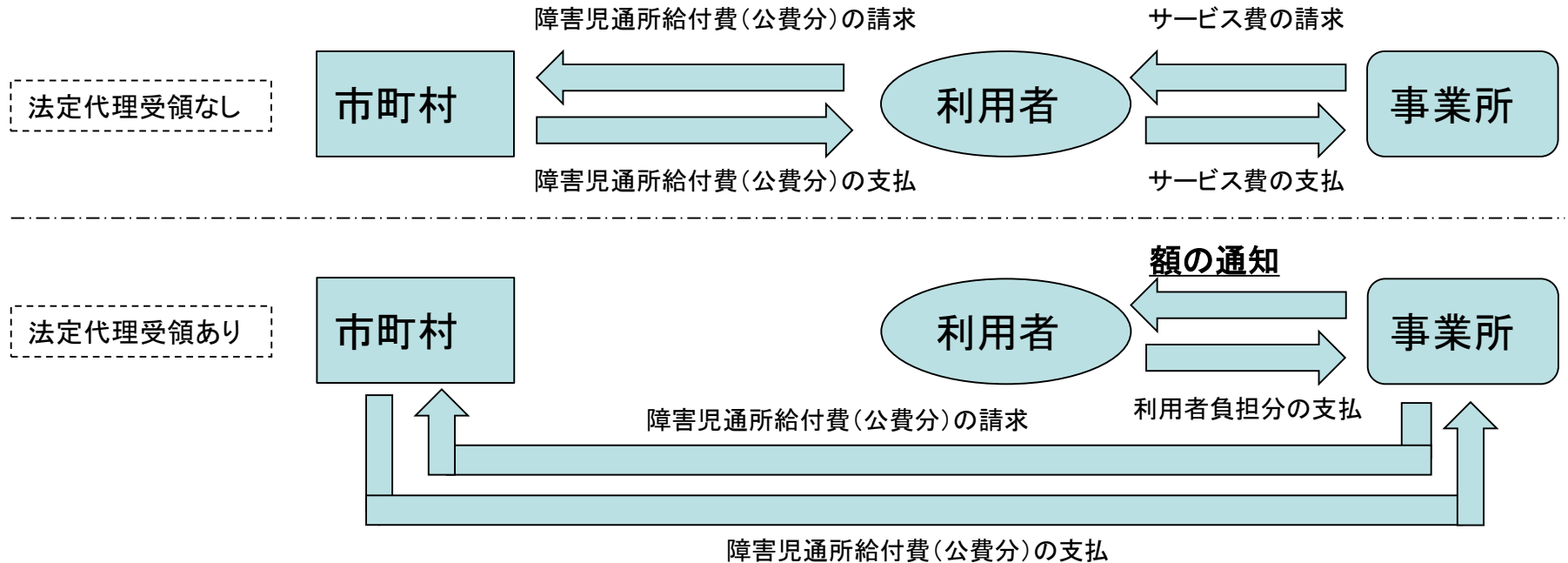
- 1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定児童発達支援事業者は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

注1) その都度金額が変動する性質の費用は、運営規程に「実費」と定める。

注2) 障害児通所給付費の額を利用者に通知することによって、利用者は、公費負担を含めた全体の費用について把握することができ、また、事業者による不適正な請求を防止する機能も期待されている。

## (参考)法定代理受領

法定代理受領:本来、利用者から受け取る障害児通所給付費を市町村から直接受け取ること。



## 7 サービス提供の記録

### 主な指摘事項

- サービスの提供内容についての記録がない。
- サービス提供の都度記録をしていない。
- 利用者(保護者)による確認を受けていない。
- 利用者(保護者)から確認印のみもらっているが、サービス内容についての確認を受けていない。

### 【対応が求められる内容】

- ・支援を提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録してください。
  - ・提供したサービスの記録について、保護者から確認を受けてください。
- ※その都度が望ましいですが、対応が難しい場合は給付費請求時までには確認を受けてください。

◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(サービスの提供の記録)

- 第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

# (参考)サービス提供の記録に関する留意事項について

## サービス提供の手順

- 1 サービスの提供 → 2 サービス提供記録の作成 ※サービス提供の都度作成 → 3 利用者の確認 ※作成の都度確認

## サービス提供記録に関する留意事項

- 保護者及び事業者が、その時点での支援の利用状況等を把握できるようにするため、支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録すること。
- 内容について保護者の確認を得ること。
- 欠席時対応に係る利用者の状況及び相談援助の内容、また支援にあたり職員間で共有すべき利用者に関する事項については、別途記録することが望ましい。
- サービス提供記録に関する書類(出席簿、業務日誌、個別支援記録、利用者実績確認票等)の整合及び誤りがないか確認すること

## サービス提供記録の様式例

(出典:東京都集団指導資料 記入内容:県障がい者支援課)

利用者氏名 (受給者番号 )

サービス提供記録										
日付	平成28年9月5日	食事提供	あり	送迎	迎	あり	送	あり	記録者	〇〇
来所時刻	9:00	活動内容	午前	創作活動(箱折)、テレビ鑑賞						
帰所時刻	15:30		午後	創作活動(箱折)、散歩						
本人の状況	健康状態は良好であり、他の利用者と一緒に会話や活動をされていた。									
特記事項 (欠席時対応等)	特になし			欠席時対応	なし		本人確認印	印		
日付	平成28年9月6日	食事提供		送迎	迎		送		記録者	〇〇
来所時刻	:	活動内容	午前							
帰所時刻	:		午後							
本人の状況	風邪の症状がみられるため自宅療養される(利用中止)。 ※詳細は「支援記録」に記載									
特記事項 (欠席時対応等)	8:00受電(母、利用中止連絡) ※詳細は「支援記録」に記載			欠席時対応	あり		本人確認印			
日付	平成 年 月 日	食事提供		送迎	迎		送		記録者	
来所時刻	:	活動内容	午前							
帰所時刻	:		午後							
本人の状況										
特記事項 (欠席時対応等)				欠席時対応			本人確認印			

## 8 通所支援計画(個別支援計画)の作成等

### 主な指摘事項

- 計画が作成されていない(されていない期間がある)。
- 児童発達支援管理責任者以外の従業者が作成している。
- アセスメントを実施した記録、計画の原案に対して会議を開催し意見を求めた記録、モニタリングの記録のいずれか(すべて)がない。
- 必要な時期に計画の見直しが行われていない。
- 計画書に記載すべき事項が記載されていない。
- 作成日、同意日等の記載が漏れている。
- 計画の作成日や利用者が同意した日付がサービスの利用開始後になっている。
- 通所支援計画の期間が支給決定期間を超えて設定されている。
- 障害児支援利用計画のサービス提供内容等と乖離している。
- 通所支援計画に記載しているサービス内容と実態が相違している。

### 【対応が求められる内容】

- ・通所支援計画は、基準条例上の手続きを踏まえて作成してください。
- ・通所支援計画の作成に当たっては、作成者の欄等を整備し、児童発達支援管理責任者が作成したことが確認できるようにしてください。作成や保護者からの同意は、サービス利用開始前に行ってください。
- ・児童発達管理責任者は計画の作成を行った後においては事業所内における当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行ってください。モニタリングにあたっては、障害児及び保護者と定期的に面接や連絡を行い、その把握した結果を記録に残してください。
- ・少なくとも半年ごとに通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。見直しの結果、変更がなされなかった場合でも、見直しの内容及び経緯について記録の整備に努めてください。

## (参考)通所支援計画の作成等に関する条項

### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (児童発達支援計画)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を踏まえて、当該障害児に対する支援を適切に行うことができるよう、当該障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、障害児及びその通所給付決定保護者に対して面接を行うとともに、面接の趣旨を当該障害児及びその通所給付決定保護者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントにより把握した障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した児童発達支援計画を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援計画には、障害児の家族に対する援助及び指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

(1) 障害児及びその通所給付決定保護者の生活に対する意向

(2) 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期

(3) 障害児の生活全般の質を向上させるための課題

(4) 提供する指定児童発達支援の具体的内容

(5) 指定児童発達支援を提供する上での留意事項

(6) その他必要な事項

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)により、当該担当者等の意見を聴かなければならない。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、障害児及びその通所給付決定保護者に対して当該児童発達支援計画を交付するとともに、当該児童発達支援計画の内容を説明して、文書により当該障害児及びその通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項及び第9項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上児童発達支援計画を見直し、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、当該障害児の通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその通所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、モニタリングの趣旨について十分に説明し、その理解を得た上で行わなければならない。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングをしたときは、その結果を記録しておかなければならない。

10 第3項から第6項までの規定は、第7項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

## (参考)通所支援計画の作成等に係る流れ

手順	留意事項
1 障害児及び保護者に関する状況及び課題等の把握(アセスメント)	<p>児童発達支援管理責任者は、適切な方法により障害児の有する能力、環境及び日常生活全般の状況等を踏まえて、障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活や課題等の把握を行い適切な支援内容を検討する。</p> <p>前述については障害児及びその通所給付決定保護者に面接して行い、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること。</p>
2 通所支援計画の原案の作成	<p>児童発達支援管理責任者は、障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、次の事項が記載された通所支援計画の原案を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害児の生活に対するその者及びその通所給付決定保護者の意向</li> <li>② 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期</li> <li>③ 障害児の生活全般の質を向上させるための課題</li> <li>④ 提供する指定児童発達支援の具体的内容</li> <li>⑤ 指定児童発達支援を提供する上での留意事項</li> <li>⑥ その他必要な事項 等</li> </ul> <p>障害児の家族に対する援助及び指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めること。</p>
3 会議の開催	<p>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(担当者の招集)を開催し、通所支援計画の原案について意見を求める。</p> <p>会議の概要や担当者からの意見を記録すること。</p>
4 通所支援計画の原案の障害児・保護者への交付・説明・同意	<p>児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の原案の内容について障害児及びその通所給付決定保護者に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。</p>
5 実施状況等の把握(モニタリング)と個別支援計画の見直し	<p>児童発達支援管理責任者は、利用者についての継続的な状況及び課題等を把握するとともに、通所支援計画の実施状況の把握を行う。</p> <p>前述に当たっては、保護者との継続的な連絡及び定期的な利用者との面接をし、十分な説明により理解を得た上で、結果を記録すること。</p>



## 9 勤務体制の確保等

### 主な指摘事項

- 従業員の資質向上のための研修の機会が確保されていない。
- ハラスメント防止のための必要な措置が講じられていない。

### 【対応が求められる内容】

- ・事故対応、感染症対応、虐待防止等の事業運営上、全ての従業者に周知徹底すべきものについては毎年度定期的に研修を実施することが必要であり、従業者の能力や経験に応じてキャリアアップを図るための研修については、研修計画を作成し、年一回以上受講できるように努めることが望まれます。
- ・ハラスメント防止のための必要な措置については、平成18年厚労省告示第615号及び令和2年厚労省告示第5号において規定されています。特に留意されたい内容は以下のとおりです。
  - a. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
  - b. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

## 10 苦情解決・事故発生時の対応

### 主な指摘事項

- 記録様式が整備されていない。
- 事故が発生した際に、市や利用者の家族に報告していない。
- 基準に定める期間(5年間)記録が保管されていない。

### 【対応が求められる内容】

- ・記録に関しては、苦情解決については苦情の内容等、事故発生時においては事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録し、5年間保管をお願いします。
- ・事故発生時には市や利用者の家族に報告をお願いします。

### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (苦情解決)

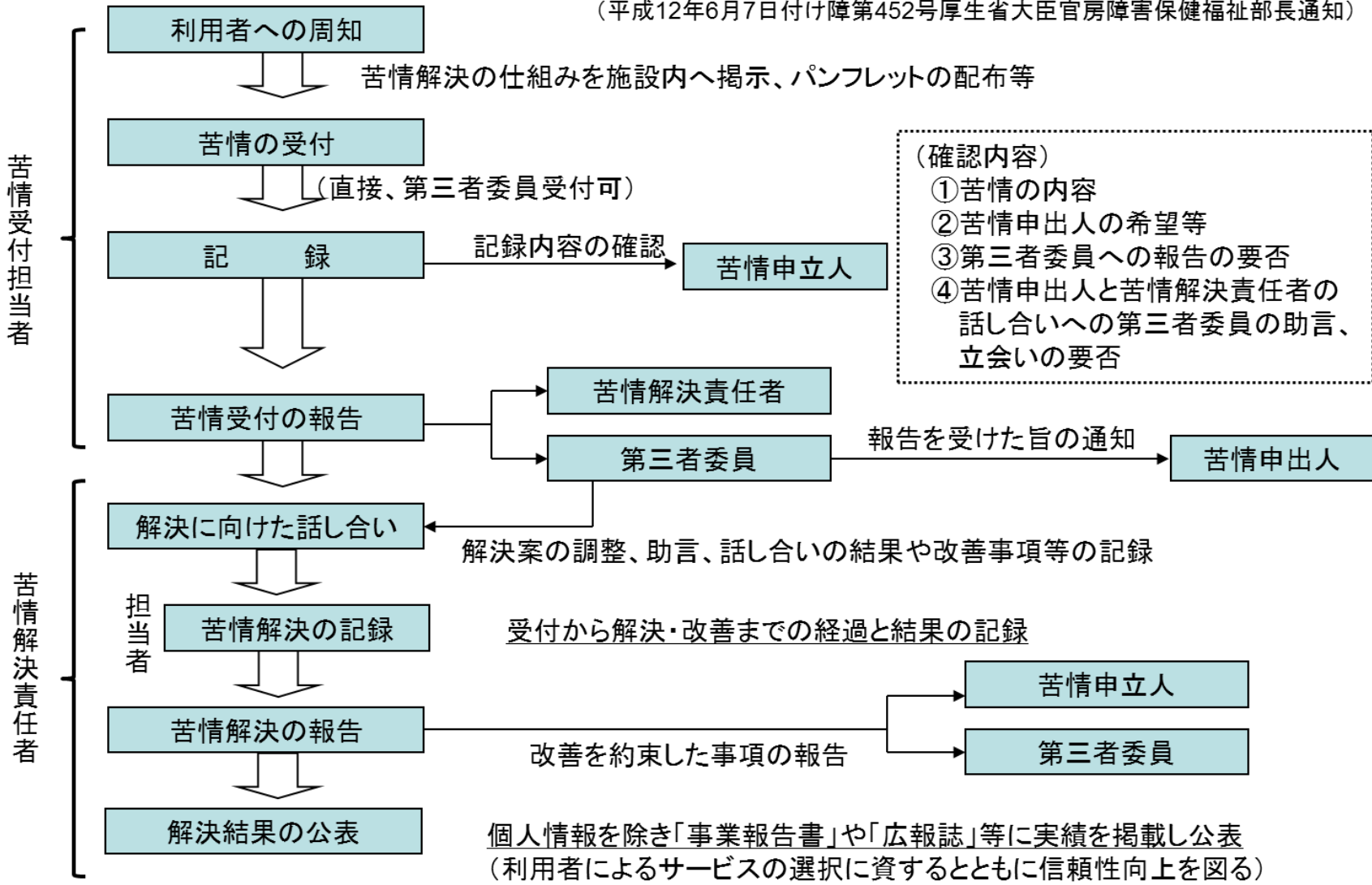
- 第51条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村長(特別区の区長を含む。以下この項及び次項において同じ。)が行う命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じ、及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
  - 4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村長に報告しなければならない。
  - 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

- 第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市(法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行う場合にあっては、当該市町村を含む。)、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
  - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

# (参考) 苦情解決の手順

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」  
 (平成12年6月7日付け障第452号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)



## (参考)事故発生時の対応等について

### 【対応が求められる内容】

・次に掲げる事故等が発生した場合は、市障害福祉課又はこども福祉課等あてに事故報告書を提出してください。

(令和3年7月30日付松障福第325-1号松こ福第184号障害福祉課長こども福祉課長通知)

ア サービスの提供時の入所者等のケガ等又は死亡

※ケガ等とは、医療機関での治療を要するものをいいます。

イ 入所者等の行方不明(外部の協力により捜索活動が必要となる場合)

ウ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等(個人情報漏えいや利用者預り金の横領など)

エ 食中毒及び感染症の発生

(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団感染)

オ 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生

カ その他管理者が必要と認める場合

※松本市ホームページに様式を掲載しています。

トップページ → 健康・福祉 → 障がい者 → 事故発生時の報告について

## 11 緊急時等の対応

### 主な指摘事項

- 速やかに医療機関に連絡を行う等の必要な措置が行える体制が整備されていない。

#### 【対応が求められる内容】

- ・緊急時の対応方法や医療機関への連絡体制を明確にし、速やかに対応できる体制を整備してください。

#### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供を行っている場合において障害児に病状の急変が生じたときその他必要があるときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 12 非常災害対策

### 主な指摘事項

- 避難、救出等必要な訓練を年2回以上行っていない。
- 訓練の計画及び実施の記録等がない。
- 非常災害に関する計画が作成されていない。

### 【対応が求められる内容】

- ・事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければなりません。
- ・対応マニュアルについては、火災や地震、水害といった災害の様態ごとに作成することが望ましいです。
- ・消防法の規定により、事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことが必要です(年間2回以上)。
- ・万が一、被災した場合は、災害発生日時、災害発生場所、被害状況、対応状況等を可能な通信手段により、随時報告してください。

### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、風水害、土砂災害その他自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

## (参考)非常災害対策について

### 消防計画に基づく定期的訓練の実施(消防法施行規則第3条)

- 10 児童発達支援センター、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う施設(施行令別表第一(六)ハ(4)に掲げる防火対象物)の防火責任者は、消防訓練の予備避難訓練を年2回以上実施しなければならない。
- 11 防火責任者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

### 消防用設備等の点検及び報告(消防法施行規則第31条の6)

児童発達支援センター、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う施設(施行令別表第一(六)ハ(4)に掲げる防火対象物)の防火責任者は、消防用設備等の点検結果を1年に1回消防長又は消防署長に報告しなければならない。

### 災害に備えた対策例

- 1 防火意識の醸成(避難場所、避難経路等のマニュアルの周知徹底、定期的な研修の実施等)
- 2 防災管理体制の整備(職員の責任分担の明確化等)
- 3 防災設備の点検
- 4 訓練の実施(立地条件に応じたさまざまな状況(時間帯、災害の種類等)を想定)
- 5 施設・設備の安全対策(施設の立地条件の確認、備品や工作物の落下・倒壊防止等)
- 6 飲料水及び非常用食料等の備蓄(水3リットル/人日、非常用食料、医薬品、調理器具、防災用品等)
- 7 関係機関及び利用者家族との連絡体制(連絡方法、帰宅・引取り方法の事前確認等)
- 8 地域社会との応援連携(協力体制づくり、福祉避難所の確認、他施設との協力体制等)

### 万一被災した場合の報告

報告先	松本市、支給決定市町村
報告内容	災害発生日時、災害発生場所、被害状況、対応状況等を可能な通信手段により随時報告してください。

## 13 虐待等の防止

### 主な指摘事項

- 虐待防止に係る委員会が設置または開催されていない。
- 虐待防止に係る研修が行われていない。

#### 【対応が求められる内容】

・令和4年4月から、

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
  - ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること(年1回以上)
  - ③上記2つの措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ①～③が義務化されています。

#### ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。



## 14 身体拘束等の適正化

### 主な指摘事項

- 身体拘束の適正化に係る委員会が設置または開催されていない。
- 身体拘束の適正化に係る指針が策定されていない。
- 身体拘束の適正化に係る研修が行われていない。

### 【対応が求められる内容】

・令和4年4月から、

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
  - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- ①～③が義務化されています。令和5年4月からは未実施による基本報酬の減算がなされますので注意してください。

### ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該障害児に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず障害児に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 15 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施

### 主な指摘事項

- 計画が策定されていない。
- 研修及び訓練が実施されていない。
- 定期的な見直し、必要に応じた変更が行われていない。

### 【対応が求められる内容】

- ・令和6年4月から義務化となります。
- ・厚生労働省ホームページに計画策定のポイント等が掲載されています。

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」

<https://www.smartstream.jp/msad/mhlw/index.html>

### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 16 衛生管理

### 主な指摘事項

- 感染症予防、まん延防止に係る委員会が設置、開催されていない。
- 感染症予防、まん延防止に係る指針が整備されていない。
- 感染症予防、まん延防止のための研修が開催されていない。

#### 【対応が求められる内容】

- ・基準条例第42条2項については、令和6年4月から義務化となります。
- ・厚労省ホームページに感染対策マニュアルや指針作成の手引きが掲載されています。

「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf>

#### ◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

## 17 会計の区分

### 主な指摘事項

- サービスごとに区分して会計処理をしていない。
- 事業所ごとに会計が区分されていない。

### 【対応が求められる内容】

- ・会計は事業所ごとサービスごとに管理し、その他の事業の会計と区分してください。
- ・同一法人内や同一施設内における別事業等に係る人件費や光熱水費等の共通経費については、適切な按分をする等して、事業ごとの収支管理に努めてください。

◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

## 18 重要事項の掲示

### 主な指摘事項

○事業所内の見やすい場所に重要事項等が掲示されていない。

#### 【対応が求められる内容】

- ・事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示してください。
- ・利用者に交付する重要事項説明書を変更した際には、掲示している重要事項も忘れずに変更してください。

#### ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

##### (重要事項の掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

## 19 自己評価結果等の公表

### 主な指摘事項

- 提供するサービスの質の評価を行っていない。
- サービスの質の評価及び改善の状況について公表していない。

#### 【対応が求められる内容】

- ・評価項目についてガイドラインによらない場合においても、条例で定める項目については最低限含めること。
- ・職員による自己評価及び保護者による評価を実施すること。
- ・1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により、評価及び改善の状況について公表すること。

松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### 第27条

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、常にその提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定によりその提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
  - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
  - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
  - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
  - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
  - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
  - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

## Ⅱ 令和5年4月からの変更点

- 1 安全計画の策定
- 2 所在確認や安全装置の装備の義務付け

# 1 安全計画の策定

## <概要>

- ・安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的  
に実施しなければならない。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

## <対象事業>

児童発達支援、放課後等デイサービス、  
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

## <義務化期日>

令和6年4月1日(令和6年3月31日までは努力義務)



## 2 所在確認や安全装置の装備の義務付け

### <概要>

- ①乗降車の際に点呼等の方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- ②送迎車への安全装置の装備、及び当該装置を用いて降車時の障害児の所在を確認しなければならない。

### <対象事業>

- ①児童発達支援、放課後等デイサービス、  
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- ②児童発達支援、放課後等デイサービス

### <義務化期日>

- ①令和5年4月1日
- ②令和6年4月1日(令和6年3月31日までは代替措置で可)

# III 人員、運營基準、報酬關係

# 1 経過措置の終了

## <対象事業>

児童発達支援、放課後等デイサービス

## <基準人員として事業所に置くべき従業者の資格要件>

令和3年3月まで「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」

令和3年4月から「児童指導員又は保育士」

(「障害福祉サービス経験者」が除外)

## <経過措置の終了>

令和3年3月31日までに指定を受けている事業所は、令和5年3月31日までの間は、引き続き障害福祉サービス経験者を基準人員として含めることができる。

※令和3年4月1日以降に指定を受けた事業所には、この経過措置は適用されない。

## 2 児童指導員任用資格について

基準人員として配置できる「児童指導員又は保育士」のうち、保育士は、保育士証等により資格の有無を確認できる一方で、児童指導員については、**任用資格の種類が多数**あり、資格の有無が明確でない場合もあるため、次ページから、誤り・質問が多い点を記載する。

⇒採用、配転等にあたって参考としていただきたい。

## (参考) 児童指導員の任用資格

### ◆児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

## 2 児童指導員任用資格について

### ★児童指導員任用に関する留意事項

#### <実務経験により任用される場合>

実務経験により児童指導員として任用されるためには、「**児童福祉事業**」の実務経験(高等学校等を卒業している等の要件を満たしていれば2年、それ以外であれば3年)を必要とする。

※児童福祉事業の一覧は次ページ参照。

※児童発達支援管理責任者の実務要件は「児童福祉事業」に限られない。

#### 【注意点】

- 同じ障害福祉に関係する事業であっても、障害児通所支援や障害児相談支援、障害児入所施設は児童福祉事業に該当する一方で、居宅介護や生活介護、短期入所などの障害福祉サービスは児童福祉事業に含まれない。
- また、学校におけるスクールカウンセラーや教員補助等の、児童福祉事業以外の実務経験も児童福祉事業に含まれない。(児童指導員任用資格においては、児童福祉事業のみが対象となるため、学校での実務経験であっても、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の児童福祉事業に該当する事業でなければ対象とならない。)

## (参考) 児童福祉事業

### < 児童福祉事業の一覧 >

#### ① 第1種社会福祉事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)及び児童自立支援施設

#### ② 第2種社会福祉事業

障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター

#### ③ その他事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※これらに準ずる内容を実施する事業であっても、厳密に上記①～③に分類される事業でなければ児童福祉事業として認められない。

## 2 児童指導員任用資格について

### ★児童指導員任用資格に関する留意事項

#### <実務経験に係る日数換算について>

○必要とされる経験年数1年あたり、180日の経験が必要となる。

例)実務経験2年が必要である場合は、業務に従事した期間が**2年以上**であり、**かつ**実際に業務に従事した日数が**360日(180日×2年)以上**であることを要する。

※必要となる年数以上の期間をかけて、従事した日数を満たすことも可能。

例)1年に90日だけ勤務する者が、4年かけて360日を満たした場合も、「2年以上かつ360日以上」を満たすため、実務経験2年を満たすと認められる。

○従業者の方が以前の勤務先に実務経験証明書を請求する場合は、証明書を発行する法人に対し、日数の記載も依頼するようにお願いしたい。

※証明書を発行する法人において勤務日数を細かく把握していない場合には、「1か月につき約20日勤務」「週約3日勤務」「土日祝及び12月28日から1月3日以外に勤務」など、記載方法は任意だが、従事した日数が類推できるような記載を依頼していただきたい。

。



## 3 定員の遵守

◆松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- ・障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、災害等やむを得ない事情を除き、事業所が定める利用定員内で受入を行ってください。
- ・定員超過に該当する場合の減算措置は、あくまでも通所給付費の算定に係る概念のため、たとえ減算に係らないとしても事業所ごとに定めた運営規程における利用定員を遵守してください。
- ・定員超過減算に該当する場合には減算措置を行ってください。特に、過去3か月における利用実績により減算適用される場合があることに注意してください。
- ・必要に応じ、利用定員の変更を行ってください。

## 4 欠席時対応加算

市への事前届出

不要

対象サービス	加算要件	算定単位
<p>児童発達支援 医療型児童発達支援</p> <p>(※放課後等デイサービス は次ページ参照)</p>	<p>利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日(開所日により算定)に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。</p> <p>(ただし、重症心身障害児を受け入れる事業所において定員充足率が80%未満の場合には月に8回を限度として加算。)</p>	<p>該当利用者に 94単位/日</p>

※電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること。

※直接の面会や自宅への訪問等は要しない。

## 4 欠席時対応加算

市への事前届出

不要

対象サービス	区分		算定単位
放課後等デイサービス	Ⅰ	<p>利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日(開所日により算定)に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。</p> <p>(ただし、重症心身障害児を受け入れる事業所において定員充足率が80%未満の場合には月に8回を限度として加算。)</p>	該当利用者に94単位/日
	Ⅱ	<p>利用者が、急病等により利用を中断し、サービス提供時間が30分以下となった場合に算定する(この場合、基本報酬等は算定しない。)</p> <p>障害の特性から、30分を超えた利用ができない日が頻繁に生じる障害児については、あらかじめ市町村に協議を行い、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上であれば、サービス提供時間が30分以下となっても、30分を超えて支援したときの報酬を請求することが可能。</p>	

※(Ⅰ)については、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録し、(Ⅱ)については、当該障害児の状況や提供した支援内容等を記録すること。

※(Ⅰ)については、直接の面会や自宅への訪問等は要しない。

## 5 児童指導員等加配加算

市への事前届出

必要

対象サービス	算定要件	算定単位
<p>児童発達支援 放課後等デイサービス</p>	<p>基本報酬の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。</p> <p>イ 理学療法士等を配置する場合 ロ 児童指導員等を配置する場合 ハ その他従業者を配置する場合</p> <p>配置する職員の資格によりイ～ロのどれを算定できるか異なる。</p>	<p>配置する職員の区分や定員等により異なる。</p>

※「基本報酬の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を常勤換算で1名以上配置している場合」  
⇒例えば、定員10人の事業所であれば、基準人員2名+1名=3.0名(常勤換算)の配置が必要。

※人員基準の経過措置を適用し、障害福祉サービス経験者を基準人員として配置している事業所については、イ又はロを算定するには児童指導員等又は保育士を2名以上配置していることが必要。

※専門的支援加算を同時に算定する場合には、基本報酬の算定に必要となる従業者の員数及び専門的支援加算の算定に必要となる従業者の員数に加え、上記を常勤換算で1名以上配置している場合に算定可能。

## 5 児童指導員等加配加算

市への事前届出

必要

### ★資格等の区分について

理学療法士等・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(※1)

児童指導員等・・・児童指導員、**手話通訳士、手話通訳者**、厚生労働大臣が定める基準に適合する者(※2)  
(令和3年4月から、**手話通訳士、手話通訳者が追加。**)

その他の従業者・・・上記以外の者

※1 厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

- イ 学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
- ロ 国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

※2 厚生労働大臣が定める基準に適合する者

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者

### ★児童指導員加配加算を算定する場合の特別支援加算について

児童指導員等加配加算を、理学療法士等(保育士を除く。)を配置して算定している場合には、特別支援加算の算定をすることができない。

## 5 児童指導員等加配加算

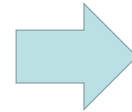
市への事前届出

必要

★取得の実例について(こちらのその他従業者は障害福祉サービス経験者ではありません)

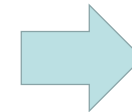
児童発達支援、放課後等デイサービス又はそれらの多機能型  
定員10人(基準人員2名のため、算定には常勤換算で3.0名以上の配置が必要)

職種	配置数(常勤換算)
理学療法士等	1.0人
児童指導員等	1.0人
その他の従業者	1.0人
(常勤換算合計)	(3.0人)



・その他の従業者を配置する場合  
の取得が可能

職種	配置数(常勤換算)
理学療法士等	0.5人
児童指導員等	2.0人
その他の従業者	1.0人
(常勤換算合計)	(3.5人)



・その他の従業者を配置する場合  
の取得が可能

※常勤換算については、月あたりの勤務時間により算定する。

## 5 児童指導員等加配加算

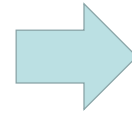
市への事前届出

必要

★取得の実例について(こちらのその他従業者は障害福祉サービス経験者ではありません)

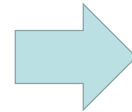
児童発達支援、放課後等デイサービス又はそれらの多機能型  
定員10人(基準人員2名のため、算定には常勤換算で3.0名以上の配置が必要)

職種	配置数(常勤換算)
理学療法士等	2.0人
児童指導員等	1.0人
その他の従業者	0人
(常勤換算合計)	(3.0人)



・理学療法士等を配置する場合  
の取得が可能

職種	配置数(常勤換算)
理学療法士等	1人
児童指導員等	2.5人
その他の従業者	0人
(常勤換算合計)	(3.5人)



・理学療法士等を配置する場合  
の取得が可能

※常勤換算については、月あたりの勤務時間により算定する。

## 6 専門的支援加算

市への事前届出

必要

対象サービス	算定要件	算定単位
<p>児童発達支援</p>	<p>基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士となってから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)、児童指導員となってから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。</p> <p>イ 理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士となってから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)</p> <p>ロ 児童指導員となってから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員</p> <p style="text-align: right;">} 配置する職員の資格によりイ又はロを算定する。</p>	<p>配置する職員の区分や定員等により異なる。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。</p> <p>イ 理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)</p>	<p>定員等により異なる。</p>

※「厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員」の要件は、児童指導員等加配加算と同様であるため、「3. 児童指導員等加配加算－2」の「※1」を参照。



## 6 専門的支援加算

市への事前届出

必要

### ★留意事項

- 児童発達支援では、一定の実務経験がある保育士や児童指導員が対象となる一方で、放課後等デイサービスでは、保育士や児童指導員を配置しても専門的支援加算は算定できない。
- 児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能で実施する事業所で、児童発達支援のみ要件を満たす場合には、児童発達支援のみ専門的支援加算を算定することも可能。
- 人員基準の経過措置を適用し、障害福祉サービス経験者を基準人員として配置している事業所については、専門的支援加算を算定するには児童指導員等又は保育士を2名以上配置していることが必要。
- 児童指導員等加配加算と専門的支援加算について、どちらかだけ算定できる場合には、算定する上での優先順位は無いので、事業所において算定する加算を選ぶことができる。
- 児童指導員等加配加算を同時に算定する場合には、基本報酬の算定に必要な従業者の員数及び児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者の員数に加え、上記資格者を常勤換算で1名以上配置している場合に算定可能。

## 6 専門的支援加算

### ★取得の実例について

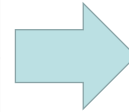
市への事前届出

必要

#### 児童発達支援(放課後等デイサービスと多機能型でない事業所)

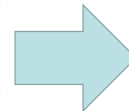
定員10人(基準人員2名のため、算定には常勤換算で3.0名以上の配置が必要)

職種	配置数 (常勤換算)
理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)	1.0人
児童指導員(実務経験不問)	2.0人
それ以外の従業者	0人
(常勤換算合計)	(3.0人)



・理学療法士等を配置する場合  
の取得が可能

職種	配置数 (常勤換算)
保育士(実務経験不問)	2人
児童指導員となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員	1人
それ以外の従業者	0人
(常勤換算合計)	(3.0人)



・児童指導員を配置する場合  
の取得が可能

## 6 専門的支援加算

市への事前届出

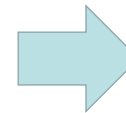
必要

### ★取得の実例について

#### 放課後等デイサービス(児童発達支援と多機能型でない事業所)

定員10人(基準人員2名のため、算定には常勤換算で3.0名以上の配置が必要)

職種	配置数 (常勤換算)
理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)	1.0人
保育士、児童指導員	2.0人
(常勤換算合計)	(3.0人)



#### 専門的支援加算

・理学療法士等を配置する場合の取得が可能

## 7 児童指導員等加配加算と専門的支援加算の同時算定

### <同時に算定する場合の算定要件>

#### ○児童指導員等加配加算

基本報酬の算定に必要となる従業者の員数及び専門的支援加算の算定に必要となる従業者の員数に加え、加算の対象となる従業者を常勤換算で1名以上配置している場合に算定可能。

#### ○専門的支援加算

基本報酬の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数に加え、加算の対象となる従業者を常勤換算で1名以上配置している場合に算定可能

※例えば、定員10人(基準人員2名)の事業所において、同時に算定する場合には、常勤換算で4.0名以上の従業者の配置が少なくとも必要となる。また、配置だけでなく加算の対象となる資格を従業者が有していることが必要。

※専門的支援加算については、児童発達支援と放課後等デイサービスで算定の対象となる従業者の要件が異なるため、それらの多機能型事業所において、児童発達支援の方のみ専門的支援加算の要件を満たす場合には、児童発達支援は児童指導員等加配加算と専門的支援加算を算定し、放課後等デイサービスは児童指導員等加配加算のみを算定することも可能。

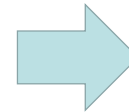
## 7 児童指導員等加配加算と専門的支援加算の同時算定

### ★取得の実例について

#### 児童発達支援(放課後等デイサービスと多機能型でない事業所)

定員10人(基準人員2名のため、同時に算定するには常勤換算で4.0名以上の配置が必要)

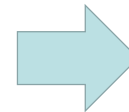
職種	配置数 (常勤換算)
理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)	1.0人
保育士(実務経験不問)	1.0人
児童指導員(実務経験不問)	2人
それ以外の従業者	0人
(常勤換算合計)	(4.0人)



#### 児童指導員等加配加算

- ・理学療法士等を配置する場合
- #### 専門的支援加算
- ・理学療法士等を配置する場合の算定が可能

職種	配置数 (常勤換算)
保育士(実務経験不問)	2.0人
児童指導員となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員	2.0人
それ以外の従業者	0人
(常勤換算合計)	(4.0人)



#### 児童指導員等加配加算

- ・理学療法士等を配置する場合
- #### 専門的支援加算
- ・児童指導員を配置する場合の算定が可能

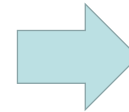
# 7 児童指導員等加配加算と専門的支援加算の同時算定

## ★取得の実例について

### 放課後等デイサービス(児童発達支援と多機能型でない事業所)

定員10人(基準人員2人のため、同時に算定するには常勤換算で4.0人以上の配置が必要)

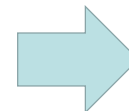
職種	配置数 (常勤換算)
理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)	1.0人
保育士(実務経験不問)	1.0人
児童指導員(実務経験不問)	2.0人
それ以外の従業者	0人
(常勤換算合計)	(4.0人)



### 児童指導員等加配加算

- ・理学療法士等を配置する場合
- ### 専門的支援加算
- ・理学療法士等を配置する場合の算定が可能

職種	配置数 (常勤換算)
理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員)	1.0人
児童指導員(実務経験不問)	2.0人
それ以外の従業者	1.0人
(常勤換算合計)	(4.0人)



### 児童指導員等加配加算

- ・その他従業者を配置する場合
- ### 専門的支援加算
- ・理学療法士等を配置する場合の算定が可能

## 8 障害児通所支援に関する検討会

○厚生労働省では、令和3年から引き続き、障害児通所支援の在り方等を検討する会議が開催されています。

### 【主な検討事項】

- I 児童発達支援センターの方向性について
- II 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型(仮称)」と特定プログラム型(仮称)」の方向性等について
- III 子ども・子育て一般施策への移行等について(インクルージョンの推進)
- IV 障害児通所支援の調査指標について
- V 障害児通所支援の質の向上について

※今後の制度について具体的にどのように影響するかは、現在のところ不明。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27047.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27047.html)

厚生労働省ホームページ「障害児通所支援に関する検討会」